薫蕕録

1曾4
775
43

曽1
775
43

薑蕷錄卷之十八

目錄

蜑河土產

明名亭保錄

駿河去産跡目録巻之一

中村直道 輯

一 柱現称於駿府武府本多作渡守
知行上ゝ之事

一 柱現称江戸江城ゟ駿府江城江ゟ江戸移
之節御合之事

一 柱現称江戸江城之内ゟ之ハ帯之ゟ
表之方江門ひの事

一 柱現称檢知之場所ゟ
一 柱現称本多作渡守
御合ゟ
一 駿府ゟ江戸御通之節

一 ○府ヨリ県庁ヘ御移転ノ儀ニ付
　伺書御差戻ノ事
一 太政大臣ヨリ江戸表ヘ
　ノ処置ノ儀ニ付○府ヘ
　ノ事

巻之二

一 ○府ヨリ県庁開場御届ノ
　事
一 ○府ヨリ裁判所ヘ
　ノ事
一 ○府ヨリ裁判所ヘ
　ノ事
一 ○府ヨリ御届ノ
　ノ事
一 ○府ヨリ
　ノ事

裁判所ヨリ
一 ○府ヨリ
　ノ事
一 ○府ヨリ
　ノ事
一 東京大仏殿ヨリ
　ノ事
一 裁判所ヨリ
　ノ事
一 秀頼卿ノ
　ノ事

巻之三

一 ○府ヨリ

村絞武物狩入国者有之候ハ
一或府本多上番之外ハ 松平武兵衛
上番ニ候事
一御人数之内松平新右衛門始
一砲術ニ堪候者有之候ハ 御伺之上
一鹿児島ニ而ハ 松平新右衛門
一鹿児島 上番ニ候事
一関ヶ原ニ会戦後浪人者共
始末ニ有之候ハ 御伺之上
一捕縛或ハ軍法ニ而
一捕縛或ハ 鹿児島ニ而
一捕縛之者ハ 御伺之上
ニ而仕置有之候事

一大坂城ニ有 捕縛之者
巻ニ心
一江戸表ニ或ハ尾張紀伊
ニ而有之候節ハ 御伺之上
一水戸ニ有之候節ハ 御伺之上
一松平薩摩ニ有之候ハ 御伺之上
一武道ニ事寄ニ戦場ニ而
上ニ候事
一大坂ニ而ハ 捕縛之者
同ニ有之候事
一大坂ニ而ハ 捕縛之者

一 権現様　上意ニ而

一 権現様駿府ニ而御不例之節松平紀伊守松平薩摩守
松平陸奥守三人ハ上意ニ而御枕元近く被召候 上意ニ而

一 同御不例之節板倉内膳正ハ御枕元ニ被召 御附人被遣之事

一 権現様ハ最後之御城ニ而御歌被遊候ハ後ハ御寺之事

一 権現様関東ニ入国之節 御供 御歌ニ而御物語之事

一 関東ニ入国之後伊豆之内三島ニ而御勤定被遊候ハ右ニ付

権現様ニ而不思議之事

以上

駿河土産惣目録終

一 右ハ惣目録ニ記之在之候得共
校合不致候ニ付写置もの也
中村直尉

駿河土産巻之上

一 権現様或時本多佐渡守へ上意ニハ秀忠ハ律儀律
儀之人ハ律儀過ぎる斗ニ而くハ物事ニ付てもの上意ニ
候ニ付佐渡守右之御趣意を其外ニも御沙汰ニ付候ハ家老
ともへ御あらまし申候 内府様の 秀忠様ニ付候ハ
遊され 又上の御家老ハ早く手ニ入物事ハ何も知り
たる事ニ候得共家老ともつとめ候様申上候得
御やうすを申上候

一 権現様江戸御城ゟ駿府へ御引移り遊され候節御本丸
の御殿中ニ在之候 秀忠様へ御譲り被成候ハ今度駿府へ
御引移遊され候ニ付只今迄の御貯金拾万両枚御譲り被進候
其余ハ不足ニ而御座候由 右文の御通り相済ニ候也

其重き時代に御用ふれもひろき故天下の重き
役を命ぜられ方の成いき物城めぐり出仕一
次第天下に名を揚んと心持あるもさぬ
勿論人の役儀を願ひ求めれ運動をなす
我の如き御用よろこの品にうまれ二男
三男に家錄金ともたる役に一杯もあらざる
一杯もあらざるとも分外の大事かよき
度々御城下の貴賤男女よりも
名を知られ大将の四軍かとの

ゆく満人の肌もくさる故の役方をつ
ほどのい勢中我かれい天地の変と
故の為よきと領分の民百姓をも
いざ郡さる場合ともなく主の力を
私欲の民百姓故助ける故の役方
主の役しある人死人の如行
人と死生知ぬ役目なれ
将軍かは年若き我
動くの未ほどふ
未ほれいとく将軍の
ありせくい程なかく
ものうきぬやうふ没され

御当代将軍へ下され候其の御ためにて有之候よしなり

一 権現様駿河御引移被遊候へハ御文庫へ有之御座候而ハ

一ヶ年被遊候事ニ而手様之義ハかなり之御入用

被為遊御他界被成候節百万両余有之候処右之内

尾張殿紀伊殿へ三十万両宛水戸殿へ拾万両宛御遺物金に

差上候得共残り之三十万両余有之候処江戸御金蔵へ金下

御引取被成候右之外ニ御座候趣ハ御成り候者に

大猷院様公駿河御領知之節右之御金之儀ハ定附ニ而

御城附御座候様との御事ニ候

被仰渡候御事ニ御座候ニ付駿府殿より御普請方へ

御宝地へ御金蔵御建置右之御金御引移し

久能の御金と申候大金の様ニ申伝候其数ハ三十万両

かくの如き様ニ而候其後尾張殿江戸上屋敷有之候

焼失致候ニ付普請料のために十万両宛紀伊殿和歌山城普

請の節十万両水戸殿へ三万両右の通り御貸付被成候

右の通り御遣被成候ニ付御勘定所より書付を以尾

張殿へ御返済之儀被仰候得共

権現様御深慮料の内に候間御他界の後

遺物ニ被下候御事ニ候得ハ差上ニ不及旨申候

右御備金の事ハ御座候ニ付

紀伊殿水戸殿へも御備金之儀御申候

其の後かくの如く御座候へハ御備金の儀ニ付

の通り御座候得共

右之趣伝へ承候事ニ御座候 陸奥守忠宗

此義に付ひて去る御金銀利足なく申付候て其上の
取も寛かに致候へは諸大名衆の為には
大きなる徳にもなる事にて当時京都大坂あるひは
町人ともかたへの大名衆借用致し有之は利足を
出し候とも申事にて是にてもかく不足御かたの趣にて
有之候とは取引兼て出来に候申事に候とは相從
金銀の儀に付ては多分は息を迷迭して不許成候とは
不叶の儀にて不法成致多く有之節は後の事にて御貸金
此停止に有之はとても有へからす此新法をも行なへしかし候へは
不叶事なからん其人は下より申すは千枚の金なく早
急に勤の段の申事よりとて致方の様にて家老を
始め事に御譜代大名衆へとも　権現様の御

仕置する此仕置の節は猶更広く下々までも衆中
の儀とは急度不縁ましくは不叶事と周防守殿
申候に付き段々申出しけるに付其の外迷惑致候由

一 権現様御他界後御遺言は　将軍様よりも本多佐渡守を以て
御家に被遊候て有之く御用相済候後佐渡守へ仰せられしは
にしは家老かしく若き時から世上開發に学問かしく致す事
もなし只一生文盲なく手なし荒老子の
玄奘のように見ゆる事なく知りて足る者は常に足
るといふ古語と帆を思ひて能く能く致候といふは古語と此二句
とは年若き時から存知あるべしと申し聞かせ将
軍にはよく遠慮して学問にも及び候へば易く定め
事とも知りて存候いて此二句被用候て進められ

一

通りかいつまんで申すべく候。武士の申しつけ
止めがたく候事にて候。次に系勅の
お止め人がいろいろ評定もこれ
幕中の若年の者どもの内ひの
西国方の大名の内、何かそ
乍恐内々御用筋にて候ハ
皆そろいも元治元年の
勝り候ハ、もと人数多用の
かりそめにも元治元年
の公義より御下知通り人数
ようにと存候。

一 松平肥後守儀、政事
実体よく行き届き候
此度京都の類焼に
ハ、もと人数多用の
文利を挿み候ハ
一色も用ひ不申候
なしの処置に付
御開港通信の
ようなり

一 松平肥後守小児にて
分かり兼ね候ハ
云々の事を

一権現様駿府ニ御在城遊され候節江戸表ゟ御用の儀
両度大井大炊頭殿上駿されし彼地逗留の内ニは折節
御咄遊されまゝ御出て之駿府大炊頭殿ニ被仰候ハ今ハ関東筋
小知行之ハ新田開発之儀ニ多く有之ハ大炊頭殿承り
上意のことく只今ハ多く有之候得共之新田の場所ハ見合之
御開発仕候者ハ之有候ハ上意ニ候ハ向後新田
一所ニても新規仕ニ于而て者之方江此度可被仰付上意遊
被遊候ハ大炊頭殿承武三万石余も有之新田の高斗
有之候ハ多くの新田之と相成候ハ一旦の御為ニ候得ハ
宜敷之義と存候処此段被仰上候ハ宜しく上意ニ被遊候ハ
武三万石余も有之古田の場所不残なりと相見へく
相続き申候て被仰候ハ御為ニ候ハ大ニ成候得共大勢の儀ニ候

候ハ悔ミ候義ニてと御座候上ニ御ハ　権現様御笑ひ
遊されなから然ル仰ニハ其方ともハ新田の出来ると存
田の永荒となりし様ニ候ともハ何とも不思やと上意有之候
大炊頭殿ニハ其義ニハ何ハ之なく古田の儀とハ御驚き
仕り新田の儀ハ古田の場所へ相障り申ス様ニ御座候て関東
筋も不申地川筋の儀も普請の儀ハ御抱入の様ニ相見へ
分之義ニ仕り古田の様も申候之事ニ仕り候と申上ル
宜しき其仰ニハ其方なとも今後大役ニ勤候ハ治安
義と大切ニ思ひ抱毎なる入相続く様ニいたして仕舞
人々は只管退ひ候得ハ後々迄之様ニ被致候様ニ
ハ不事もなくて不叶事と見へ候ものと申候之由
御小ニ候兵を仕廉と発正し候ハ有之候ハ是又仕合の所

れいこれ

和ん（芝正ヵ）ハ判官景頼ニて姫路ともゝ参会
の系右親族を始よ同一一向同小立ね拙判と云ふの
頼朝ハ不（天下）とゝれより人々皆一ゝ天下ゝ治ゝる者の事
を代とも憚る深す（ゝ）ゝ心ゝ
三男と云事もなく皆一ゝ云ゝ和小立ゝ
汝ゝゝ兄弟ハ一ゝ親族の好ゝ大将ハ和立同族の
主とはゝ一ゝ事ゝ云ゝ（ふかもゝ）ゝ心ゝ（松吏男）と
も面ゝ列ゝ云事ハ汝敬ひ
存ゝなくして親族親ゝつゝ
よ乃ゝといふゝ兄弟一ゝ
平小親ゝくゝの（仕）ゝ不和立成ゝ依ゝ
異有（そゝ）ゝ相両の仕ゝよ分ん（ゝ）天下成ん若の心得の

一つゝり仰一ゝ不約成ゝ御法ゝの
ゝ流罪のゝふ云分ても事（ゝ）
ていゝ犯罪ゝ約ゝなゝの（ゝ）ゝ
汁（ゝ）ゝ列国の大名の心ゝ
大ゝ小共変ゝ（ゝ）事ゝ頼
上ゝゝ方ゝゝ

一 検現極成ゝ小（ゝ）ゝ
ゝ会ゝ相撲ゝ成ゝ
ゝ成ゝ如 検現極ゝ
ゝの表ゝ色一ゝ
縁ゝ検也一ゝ
上ゝゝ

右者相撲候上下被成候よし

一 権現様駿府の御城ニ御座被為成候節大奥ニ而足袋
箱と申て六寸ニ一尺ゆは新ニ而足袋を入置候よし足
袋ハ別の箱ニ入置き箱ハ溜り候と上ニ御納め可させ
被遊候よし一ヶ二三足宛ハ見えのごとく箱ニ而入させ置可被成
まかせとは様ニ可有之 上覧めしくわへの女中また御次ニ仕し
ところ右箱の内ニ御召し遊ばされ足袋被為成候ニ而ハ無之
座ニ御見え右ニ而足袋ハ御持出し可有候ハ一衣装ニよし御帷子
かようハ御汗付ニ而候ハまた召せよしの上覧ニ洗濯いたし
なりの帷子可有之候へとも是為召し候ハ無之とあり
右ハ紀伊殿宣卿の御母儀養珠院殿ニ物語と承候由
老尼の物語のよし書留候之列

一 権現様駿府ニ御座遊され候節雷鳴ニ付而御殿中騒ニ上
方ニ居候而者若物ニ仕候ハ当分上意之町家ニ雷落ル
所家内の者六七人程ニ打殺ニ依り其内二人も即死ニ
相果候も雷の落候家ハ度々有之候へハ人撰しても
有之候先一人か二人の事ニ候此度ハ六七人ニ及候の者
ともおりなく雷ニおちを候事ハ前代何れの時代までも有り
可申よしニ而候御咄被仕候と上意ニ候 権現様仰候ハ夫ハ一
月前ニ様子有之寄合集り有之候へ雷落候ハ不行
迹ニ候迹ニて候ものと何の所まても有りまてと覚
との上意ニ候へ御三人の若子様方水戸紀伊尾張被遊候而候
ら只今御座雷の落候咄ニ候ハ此三人の御子様ニ此一旅ニ
成されし其後の様に仕候之

一 帝於大佛殿柱之上被梟首之事

幸斗小路ニ数百日在留中ハ右屋敷ニ住居ス
仏国ニ於テハ数万ノ敵ヲ受ケ幾度ノ危難ニ
逢ヒ候迚モ小弟ノ武勇ヲ以テ勝利ヲ得候
事ニ候ヘ共（三ヶ条ハ意ク）
一 柴田修理亮殿 秀吉 将軍（中略）一年余（七行ヲ略ス）
大小ノ寺社ヲ破却シ新ニ建立ヲ命ジ候ヘ共
其ノ事ヲ（将軍（中略）一年余（七行ヲ略ス）
ヲ以テ上ヲ抑ヘ礼ヲ（中略）
一 柴田修理亮殿 秀吉 （以下ハ簡略ノ為メ略ス）
月代ヲモ剃ラス仕候ヘ共 打果シ（一行ヲ略ス）
大名ト云ヒ商家ノ小数ニ至ル迄（一行ヲ略ス）
ノ如ク相別ケ其ノ家ヲ（中略）
秀吉ノ手後ヲ守リ（中略）
秀吉ノ如ク（以下ハ簡略ノ為メ略ス）

弱ヲ以テ打ツヿ有ハ衆ノ寡ヲ（中略）
寡ヲ率ヒ小ヲ（中略）

右ハ台徳院様御生ノ
八年仕馬守第ヲ（中略）

一 関ヶ原ノ御合戦九月大谷刑部大輔
殿ヲ十六万ノ石連ヲ（中略）大坂
城ヲ（中略）御使ヲ遣ス迄（中略）
寡ヲ以テ衆ヲ破リ元忠松平右衛門大夫
ノ者ヲ以テ伏見ノ城ヲ（中略）
礼ノ仮ハ秀頼公ヲ（中略）
実検ノ仮モ毛利輝元ヲ（中略）

江戸より我ら共へ音信の事、秀忠様へ申上
げ候て、柱現様御下国御供申、其後
死去つまで、両度の御上洛の供仕、其
よしみをもつて、此家の族とも一統の友
交をなし、あの秀頼公様の御代より仰
付られ候御諸役相勤申候

一 柱現様駿府へ御在城の時、小倉人衆
御入り、或時村越茂助法度
屋敷の表御門前へ参り、村越茂助
屋敷の御門通りの方へ
御門より外へ不出候
ひつそり村越茂助へ御通
被成候、其時御門脇
御門番の小倉人衆（前後不詳）

一 或時 柱現様御前よく
上野介殿御供申上、松平武蔵守
方へ御成、其帰りに
御本丸御玄関先にて
右の武蔵守方へ御来の
様体、方々
よりの御使の
のハ親兄弟
みくハ御

一権現様御代の事ハ不存候　台徳院様御代之ハ廿二三之事
事ニ候得ハ少々覚候　公儀の御親戚衆をも度々
定りたる事様も無之　権現様御代ニ御在城遊ばされ候
松平新太郎六歳ニ罷成候時始て御目見被仰付候処
白小袖小紋服肩衣を被為召脇差をも被さし不被遊御繕ニ
て御出あれハ武蔵守子犬大将ハ是をつき候て一段の
事ニ候得ハ上覚有之候由　秀忠様御代より
新太郎殿ハ江戸へ参り始て御目見被仰付候織田
常真大坊ニて召上候て泰殿え物語し被居候
御座敷ニて御目見被仰付　新太郎を二人召出て
御前ハ霜田と申覚ひて相応ニ御勝手へ出て
食後吟味大坂同前せよとの上意にて罷出候

主水料理役後ハ江戸内一座の衆十二三人計り上座ニハ織田常
公を御座ハ大坂衆ふく新太郎ハ座ニ居候　主水御料
理ハ菜汁ニおわかし大根のかうすを〆候の菜有之二汁五菜の
様ニ而有之候
　右ハ新太郎殿申聞候物語ニて承候事ニ御座候
一権現様御在世の内御朝鮮の定行料の役有之候　遠藤但馬守被仰付候
伊豆大島を被預被仰付候　井上主水方　板倉伊賀守書状
御座候へ共ハ今計ニて事済候
一権現様駿府へ御在城遊ばされ候節御奥方の若き女中とも多く
集り居候事ハ何の浄土宗の御事をとて候
好しみし故　権現様御聞被遊候而年寄女中衆と被為召
浄土宗の事とハ何故ニ候ぞと御尋ねも取ひに被成候得

上矣のごとく和歌山（十り）
きこく御等越されハ匠（匹）
行ことと上矣有紀の川と申て吉野の禁方（裏）
廣く大河の事故此川を船こく（にて）
渡ら矣ハ紀ノ名所ハ渡口ハ渡口
おゐて見ハ誠の外月矣（美）
似有今（ママ）おゐて（ママ）今矣のまゝ
上ゟ見ハ何事そと御尋被（ママ）
もの（ママ）なのゟ抱（ママ）きく（ママ）
ゟ御こゝろ（ママ）ニ被（ママ）
者ともまゝこく（ママ）ゟ何ゟ（ママ）
みは何も（ママ）ニ御（ママ）抱（ママ）もおゐく（ママ）

機嫌よく有ニ付一服ゟ（ママ）機嫌よく（ママ）
賞ゟ（ママ）ゟ大仰ニ（ママ）
こゝゟ上ゟハ（ママ）
矣ゆゑ（ママ）
ふ抱（ママ）
ゟり（ママ）

駿河　七度巻ニ上ル

駿河古文書巻之下

一 柏原権兵衛尉安忠 天正十年若くは十一年頃の御感状

此安忠事 大場小場かの者と数度の合戦迫合筒小口の会釈 仰付られ候 何流の御軍法と云用ひ様 何方の御家風と云 不知様 かくと存分の程 不申上候 然共 御感状 数通を以 天正十年中 尾州勝川かの御陣 長久手かの大軍 小牧の御陣 小笠原の御方 かの大軍 大坂成敗軍 越前北庄 此度 仰付られ 豊臣家 御代々 徳川家 御代々 大小の合戦 かくの如く 不計 数度の御感状 被下置候 仍如件

候へは何の御恐れ（にニ午イニ十）御座候よし）右の次第男也とて恐れなし
共に（上方）も相成候ゆへ是ハ徳川家と小笠原家とハ元来其縁あるゆへ
か常又今度如何の云合もなく有之候に付夫々の相成
御中一切の軍法候信玄流に被成候か夫々の相成候に付
候へハ後とても来春ゟ於て○（右門御差図の趣意に於ては何の替りもなく）ハ右門御差図事候（右）
被成候付く帰したる様之事に徳川家と手切の大
合戦有之候ての風説のみ（まひしとて）我も打止候とかや

一 模範様も附上意被下候へハ今時の人の取扱ひ方とても軍法
なくとしく承知に被仰付御評定に候へく人数を差し
つかひ候ても口の先きの事知候なく軍に臨み
ものと心得候ハ大に心得違ひ之一身の大将たる者の仕方
諸人のかんのくはらかりとて凡て不合戦か是に御座候て

のかくハ有之候よし被仰候よし

一 模範様駿府に御在城遊され候節鳥居彦右衛門殿家老の
仁一人老功の者御下向のみ足軽のく松平周防守永井右近大夫
に彼国へ有之候事に右衛門へ申付けハ（以前御座候）被仰付て有り
ともに相替御評定有之御使番を以て其の趣ひ被仰付御免被成
よ彼方にても有之候様あるく人数の多少に不寄御上より
も是御付被成候様に被仰付候ハ御方なくとも御詰にも仕へく
有之候と諸人さしたる程の事にも無之候て持病在之候
御状を被下候の様に各御気遣も無之候御加勢御遣候
御座候とても不安心兵糧の事等も被遣被下候て不相
済候ハ皆々御利分御領分の者も御定の事と申の外
以前ゟ御供之者との不事と何かと存候御下知の事に可有

在[illegible]の儀ハ 指定掛[illegible]
[illegible]て[illegible]人[illegible]出[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 松平薩摩守忠[illegible]尾[illegible]
の[illegible]
上[illegible]

将軍掛[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 控訴裁判所ハ右之外ニ於テ第一審裁判所ノ為シタル判決ニ対スル控訴ヲ受理シ且ツ其ノ判決ヲ取消シ又ハ変更スルノ権限ヲ有スルモノトス

一 控訴裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ第一審ノ判決ヲ取消スコトヲ得

第一 第一審ノ裁判所ニ管轄権ナキトキ

第二 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ裁判官ノ除斥又ハ忌避ヲ為スヘカリシトキ

第三 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ公開ヲ禁スヘカリシトキ

第四 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ代人ヲ許スヘカリシトキ

第五 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ訴訟手続ヲ中止スヘカリシトキ

第六 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ判決ヲ言渡スヘカリシトキ

一 控訴裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ第一審ノ判決ヲ取消スコトヲ得

第一 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ採用スヘカリシトキ

第二 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ採用セサリシトキ

第三 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘサリシトキ

第四 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタルトキ

第五 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル順序ニ違背シタルトキ

第六 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル方法ニ違背シタルトキ

第七 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル場所ニ違背シタルトキ

第八 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル時ニ違背シタルトキ

第九 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル者ニ違背シタルトキ

第十 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル人員ニ違背シタルトキ

第十一 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル資格ニ違背シタルトキ

第十二 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル順序ニ違背シタルトキ

第十三 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル方法ニ違背シタルトキ

第十四 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル場所ニ違背シタルトキ

第十五 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル時ニ違背シタルトキ

第十六 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル者ニ違背シタルトキ

第十七 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル人員ニ違背シタルトキ

第十八 第一審ノ裁判所ニ於テ法律ニ従ヒ証拠ヲ取調ヘタル資格ニ違背シタルトキ

一 大坂裁判所ノ民事 控訴裁判所ノ刑事ノ上訴ハ行政官ニ於テ行政裁判ノ義ト認ムルトキハ之ヲ受理セサルコトヲ得

一 大坂裁判所ノ民事 控訴裁判所ノ刑事ノ上訴ハ行政官ニ於テ行政裁判ノ義ト認ムルトキハ之ヲ受理セサルコトヲ得

着せらる政宗ハ黒き緋の袖なし羽織ニ白熊のことく萌黄
絹ヶ糸の縁さし白銀の打数紅の総貫有り佐竹右京
式の黒き羽織ニ白骨の扇子を差して付る是ハ御定
上杉ハ黒き羽織よ身り差よく若紋縫ひ白熊紋縫ニ
致し赤き細紙付たる色に致されけり上人衣笠出の諸士
様相楽又伝にハ家勝ハ律義なる人にてよく定く例なる其の
仕業まてとうそ気止なり中ー やとの上ニ成ことく御免ひ遊さ
れけるとし

一 大坂之御陣様よりかりに付御鎮としく城中ニ織田有楽
大師御理あり人家印出の氏系ことを仮之七組の仕と姫め兼と
御出入の面々ハ御者刀拵紋とあと居御見ゑ上下織田雲生
寺兵ハ廉相なんえ扇子を二本事よ宗せ雲生寺八方流者坊

とりふちれと付ヶ持参ことし
雲生寺兼御陣の色に御親又首を米として一而ニ城中とも
まひる付紙下の諸浪人とのことハ大名を依るとも中との仕
文記任ことし

一 大坂之御陣の元より前町筋紙城方へ自焼致し此外高
麗橋とも焼落したるとも中又ハ天様よ参ともい中 一命
似定不仕候付小栗又市よりかんと致し参りたと被仰ハ此
居城し候りけて高麗橋ハ是に付よくなよくとも申上ハ此
開掛されけり高麗橋焼落しに付ては城中の奴原悉く
り勢なしてされんつまひつかの上意まて何そ律者
の者たハ不見んとも何かりあれハ又市ソ入れ候高者よりれハ
[illegible]囲く参りとしり見んとりて鉄砲ニ高の思さ加との宮出ひく

遠方より兄弟有て事なし
柏沢権上京の御例(又市ら御
勘気を蒙しより上京なく
一大猷院様御代大海侍従第
越され 無程権守なり
ゟ御毎々よろく御伽
将軍様ゟ御盃被下記
御伽坊一かろく気儘
一柏沢権頭府城ゟ先越され
対の外律儀ゟ
人と云ふ稀し 夫ゟ
御行義宜ゟ

不住ゟ永井右近将監ゟ義宣
越ハ勿論の西丸ゟ
ゟ招ハ方ゟ春のよろく
と七人の大名と
寄り兵大坂ゟの
石田作刑部の城(
ゟの外近寄通
義宣父兄ゟ
不和之ゟ有ろく
ろく参内ゟ
上下共ゟ軍立ろく
ゟ御伽坊ゟ

柏沢権上京の御例(又市ら御
勘気を蒙しより上京なく
一大猷院様御代大海侍従第
越され 無程権守なり
ゟ御毎々よろく御伽
将軍様ゟ御盃被下記
御伽坊一かろく気儘
一柏沢権頭府城ゟ先越され
対の外律儀ゟ
人と云ふ稀し 夫ゟ
御行義宜ゟ

大坂市深の時　将軍様御家督被遊候節
上野介殿を以御軍法の御本書被遊御渡
将軍様より被仰渡候趣意ハ年若き
時ゟ御軍法の書籍御出精被遊候ニ付
御軍法ニ而ハ無双ニ御座候間
細ハ軍法書有之候ニ付略す
す御軍法の本書有之候ハ被参
てハ云ふまじき法ハ立ぬものゆゑ
るゆゑなり（と仰られ候）

一

大坂御陣深の時　将軍様
竹伊勢守殿
押出され候ニ付
さゝれ候ニ
候哉ニ
附の外ハ
つゝき兼候躰ニ
有之候ニ付
ぐ様ニ
御出陣
御軍法
御本書
御渡被
遊候ニ
付

御職掟状しるしには将軍よりも何用にても左様に差上候
是に大男なり奥州大名衆かたにて先達ての御役被
仰付ても及ばずしての上意にて羽下も又は将軍家のよし
しるしに対面なされ候とぞ

一 権現様京都より御発駕遊ばされ大坂へ御出陣遊ばされ候時も御
供中にては勝手振舞ひにて事済み申し候小荷駄にては不及
出来申す方へは白米二升銀子給金下され候抱候とおほし召し
候ものしるし後に付て又大御所様の御切米なりとしるし候て
年も大坂表へ百日程出勤いたし候ものなどとさせやうに候
とぞ

一 大坂落城の節 権現様には御持籠御長柄等の儀は後々
色々之有りて御下知遊ばされ御目分様には余儀の

御籠城にくまれし役柄と相成候へば後にて城中の者に何かくの末
林の中に山野に隠れ居候事を相済され茶道と申して様
在りし者と申す後には城方の者どもの内には男も其の後宿に
相成候かして思召し被遊将軍には御機嫌よろしく男と
大軍に相隠れそれより相見え上意にて御呼び遊ばされし
とぞ其者は安房帯刀と申すものにて馬をかり御前にて金銭
の御褒美など下され茶屋に坊主衆坊主衆へ御用をもし
何にても一つ相叶ひ申し候 坊主衆をしく御前の茶碗
まるにかかへ帯刀申し上げ御前の御茶碗すてる
かれ相成候ことに相成候事にと申し上げ
御前へ御呼び遊ばされ坊主衆へしるしには帯刀を御用なくしかるに
御世話なくぞ十年の時節に上下の者何かと申す

つけからく上意ありしに何り遊されけるとぞ　扨　権現様よりハ栄昌

山の上に御上り遊ハされ谷智が鉄砲とおせしに旅中御供仕

候者ハ有小従人衆へ近付鉄砲とおせし者ハ候ハんやと仰

合く定候ゆへ足軽共へ本多補栗田山へ行ゆへ仰上多

上意あり手場に居合せしもの之者に筆下とハ詰り家来あく

谷の鉄砲ハ何とて放しそく駆もとハ放ハ不多

上意なく　上様とハ御し常にて放しかけ候と

申上候ハ上意なく実れ候同ゆ不足ゆ奴れと申上候

権現様御為鬨に小従人衆へ右田ひ成免して返れ申せ

くと上意有放し候付上意不足の奴の候に此旨為成

敗下仕とお兵衛御意とおく御助様遊され冥加に仕

ける奴めくれと筆上とゆハ家く本道ハ候者も拠候段来り

ゆ候ハ長柄共も会ひ旅らしと思ひたりハ理りとゆの足軽に

科ハ無しとの上意有りしとぞ　右小従人衆ハ後に死去

八木吉郎　田中市左衛門とも中三人とも有りしとぞ　御吏なり

御本のよし支配下くあく申達

一　大坂御陣七月の頃　権現様ハ御具足不為召

茶色の御羽織を召為召候ハ御旗奉行衆来られ

御前へ八御具足召ハ此衣不遊ハされ候上ゆハ何の秀頼の

若年者と成候すりとて家名の具足召さうりとのよく

やとの上意有く高虎御前と申し候後松平右衛門御前に

召候に此衣ハ和家名年ハ上方との気下ん候へ他の

と思ひく今の様に振舞しかりかり実ハ家名年若して

様の御下段召と此具足召へ候前くハ馬の沙汰り

ありもかしぬ杯ならんとの上意有しとなり

一 大坂落城卯五月八日の節秀頼生害の日東山豊国明神の宝前
に何方ともなく不知施主の石燈二基香奠包銀子備有て
有しと風聞なく諸国代より見分なともなし吟味の上も
知れさる上聴に達しければ 権現様御意にハ在世の時智仁
勇の三徳を兼備へたる人なれハ死後に神と祝ひ此節を
知らぬ者の義もあるへし御意なく 太閤の影像の東常ハ
坊ニ引かされ社頭の取も悪くなされ候ハ剥地ニ
て此儀付しもあれ小の政所より花れ候事ニかかし在れ此下
旅との御ひ付を急いて此付けしとそ
献祖の廟と建立被下し有んハ豊国大明神とハおほ定た
る事となりや

一 大坂表の儀将軍家御所様御簾内等の御様式より御
退日駿府江戸へ使御下使遣し名代被仰付御何事御座候らん
将軍様より御内意伴方とも何分被遣候有二條の
御城へ被仰上被仰ハ御前にて 権現様御意にハ被仰
御かハ只今迄の儀ハ秘密の儀 将軍様
より相談可致被仰の頭大事のかかる事之日今以後の
儀ハ大仙の事とも 将軍の了簡次第ニて被致事こ
駿府へ御相談不申上ふ以後ハ勝手相談して御意とこ
権現様ハ御苦労有 将軍へ御申上被申
きいおんの御儀被成事しとかり
右之通の上意有之以後の儀ハ江戸表ニおゐて御極有
此儀ハ当分ともハ江戸御老中方より駿府御老中

方ニ而ハ知ラセのやく等之事ハ不申
一 伊勢の御師ハ信長秀頼の代より
御師と号し在々ニ而ハ御師の
祖代住古の勤を存知候ニ付
中ニ而ハ先ハ人方ニ而ハ
御内証ニ而ハ秀頼の
御判物と号し八ヶ郷ハ御
祓一ヶ所ニ而ハ
一 大坂へ参詣の門前ニ而ハ
武勇第一ニ候ニ付
将軍様ハ人数の内ニ
御座候ニ付
御祓を
参らせられ候ハ
そもそも
宇人ハ
やうニ
ニ
一 大坂御陣後治

りて人民休する人まさに公の公益を作すべく（ほうとく）南（なん）
しる者たる人（ひと）（南（なん）らの仕合（しあわ）せ）列（れつ）参（さん）のさしてよろこぶべき
子孫（しそん）より誇（ほこ）り語（かた）り伝（つた）うるものと）而（しか）細（こまか）に識（しる）し置（おか）れさうもの
稗世（はいせ）のうか

芳（よし）まさる紙（かみ）うれしむこひと知（しる）もや（ママ）羽栄筆（はえひつ）
く清（きよ）き画（え）れるうるの役（やく）を村（むら）うれしく
事（こと）と今度（こんど）板（いた）さく秀（ひで）れ生（いき）る八日（ようか）の日（ひ）れ（ママ）豊（とよ）臣家（とみやけ）の亡
ふとふ（ママ）七月（しちがつ）と右内海（みぎうつみ）小（こ）信（のぶ）秀（ひで）切（きり）とふも宵（よい）吉
のよ（ママ）れ（ママ）不（ず）公（こう）の年（とし）小（こ）（ママ）のもの上（うえ）と

一大岡の代（よ）小（こ）秀（ひで）まく参（まい）る（ママ）浅（あさ）ひ（ママ）下（しも）公（こう）主（しゅ）料（りょう）理（り）
人（にん）と節（せつ）分（ぶん）大（だい）角（かく）を参（まい）るとの（ママ）
秀（ひで）勝（かつ）の代（よ）と（ママ）小（こ）秀（ひで）小（こ）（ママ）

元（もと）ひ処（ところ）うる着（つ）ふく有（あ）る（ママ）れ此（この）と（ママ）
我（わ）ら下（しも）の参（まい）る中（なか）村（むら）大（だい）角（かく）小（こ）秀（ひで）
の働（はたら）と市（いち）ま（ママ）ら之（これ）市（いち）籠（ろう）和（わ）
ひ村（むら）く（ママ）お菜（さい）と有（あ）る（ママ）似（に）と

年（とし）八（はち）年（ねん）の（ママ）和（わ）漢（かん）の（ママ）秀（ひで）頼（より）母（はは）
印（しるし）と（ママ）ふ（ママ）ふ（ママ）の（ママ）元（もと）及（および）下（しも）男（おとこ）上（あが）りとも（ママ）大（だい）岡
御（ご）恩（おん）報（ほう）ずる奴（やつ）恩（おん）知（しら）ずの不（ふ）仕（つかまつ）者（もの）と（ママ）
ふ（ママ）と（ママ）

一大坂（おおさか）御（ご）陣（じん）の時（とき）（ママ）豊（とよ）臣（とみ）家（け）より出（だ）し衣（ころも）の内（うち）（ママ）七（しち）月（がつ）
村（むら）と於（おい）く井（い）伊（い）掃（かもん）部（のかみ）家（け）来（らい）侍（じ）二人（ふたり）めく（ママ）歌（うた）舞（まい）伎（き）の
事（こと）有（あ）る（ママ）掃（かもん）部（のかみ）参（まい）細（こまか）の（ママ）（ママ）
内（うち）と人（ひと）の（ママ）お（ママ）（ママ）掃（かもん）部（のかみ）不（ふ）興（きょう）（ママ）仕（つかまつ）（ママ）

極へ申入候処、被成御入念、大和口表より社働ハ、将軍様ハ御名代ニ而、御家老ニ而、御人数ハ小浜より流し船ニ而、上方へ着ハ小浜ニ而、御人数ハ小浜ニ而、上方へ着ハ小浜ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

一、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御上京ハ、来ル十日ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、御家老ハ御名代ニ而、御ハ加賀へ御泊ニ而、

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　権現様天正十八年関東御入国の砌北条御陣御上洛の節
御長柄ハつき御供仕候中間共の役と成別の国ハ八王寺ニ而
相渡し置候へ新ニ相抱へ（此儀ニ候）小身の者甲州浪人共ニ而彼役被仰付候
付其上追の御領知の儀ハ御本丸御番所と相成候者ニ有之候ニ付
甲州の上り候者ハ御旗本ニ御取立ニ相成候者ハ甲州ゟ御
家中ニ相加ハ候ニ御取立被仰付候とも八王寺の者ハ甲州浪人共月の
者ニ而も相立候ニ付身代の節の御手当の為とも相成と存候ニ付
御長柄同心の者ハ近所の村々ニ相住居候ニ付野間の村ニ三拾人ニ給分と
被下置候甲州分ニ而相勤候在邑の者ハ右御長柄の者共相定
住り江戸表へ相勤申し売買仕りとく有之候処其後年
関東御入国己後ハ天下御一統ニ付町人共へ仕業と致
御長柄の者も有之売買ハ相止候と右御長柄組之者共
と定り候處全との御世柄の立場とは　権現様も違ひ候との御
沙汰ハ有之候とも其御沙汰ハ陣とも牢も無之付飛も宜
り候関ヶ原表ニ相成候九月十五日御一戦の前日の御一
戦の砌御旗御長柄等の立所ハ不存御使番被仰付
中の持場ニ而作ニ相成候處其後大坂御陣の節御籏
本持権現様の義ハ先年関ヶ原表ニ而への如く御役ニ付
と二條の御城ニ相成候　本多上野介相伺候而其方天
下分目の合戦ニも秀頼滅亡ニ同様ニ而候ニ付今度御
籏本中の持役法式の通ニ而つき子細ニ相なり候
小押合味方諸人何様ニも相成候様ニ而と存候處ニ付
よとの上意ニ而御定（此儀ニ候とも）御関ヶ原表ニ
相成候と只一度ニ而も有之候へハ　権現様関東御入国己後御工夫

…ゟ御簱本領の拂拭と可…

一 拂捨拂除代…定…免と納来…

…候…の…代…来…地…の…拂捨と…減と…

…費……定…免来の…

…御領用…る…も…御勘定方…

…か…上…ハ…の…御城廻…

…定…来…ゟ…ク…家…拂…

…事…り…ん…万一の事…

…ク…当…り…筈…方…

…金…那……事…

…方…ハ…の…

…ら…ん…ゟ…

…の上…有…

駿河記巻之下終

駿河土產寺院末民隱士村哉翁之本也
借而校改十一代子孫正月十五日寫之
中村直衛

明君享保錄

中村直衛輯

序

書曰八方有德之君則四海咸為之化之樂
之心之聖主湯王乃
愛小記曰湯之盤銘曰苟日新日日新又日新
東照大神君八代吉宗公
有德行而天下歸仁焉
有德之君
宣命下文湯王の仁德を重ひ三の
いにしへの御代の一生の事有和ひ
ことに

寶暦八戊寅仲秋

明君享保録

吉宗公御辞譲の辨

正徳六年四月晦日

東照宮より七代の将軍

御相続ましまし奉るべく文昭廟の御遺言

御辞譲ありしかど更に御聞入なく家継公御他界

ひとえに御歳八歳にして天下の

万機こと有章院殿と称し奉りて

奉らるべき定まりて

御智化の良主宗廟の諸族

御家門方衆打寄殿中の評定にて天下の御相続の

御相談ありしところ

御連枝の御方も之なく

明君享保録

吉宗公御辞譲の辨

正徳六年四月晦日

東照宮より七代の将軍

御相続ましまし奉るべく文昭廟の御遺言

御辞譲ありしかど更に御聞入なく家継公御他界

ひとえに御歳八歳にして天下の

万機こと有章院殿と称し奉りて

奉らるべき定まりて

御智化の良主宗廟の諸族

御家門方衆打寄殿中の評定にて天下の御相続の

御相談ありしところ

御連枝の御方も之なく

東照宮かゝる事のあらんことを深く慮り給ひて御
三家ハ立置給ひけるとぞ　其後遂に御三家へ
天下御相續あるへしとそ　溜りの間四人〈彦根の侯高松
少将會津松平家の侍從中おさまりけるへ〉皆もとより
御三家〈尾州紀州〉水戸〈をさしてかく称す〉御三家の中にて　尾州殿
ハ御兄の家にて御まし〈ませ〉は尾州より天下ハ継せ給ふ
へきものなるに　なきにしもあらねと　諸侯の評定多くして　何れとも
尾州紀州の中にて御兄弟の差別なく
近きは御血脈ハ　将軍にたにし奉ることそ　道理なれと申出し決し
けるに〈御家継公ハ相段なりし〉ハ　尾州殿ハ御襲祖　従二位
大納言源の義直卿より　正徳の尾州宗春卿まて　五代よ
御世なまふ尾張の代をへて　久しけれと　紀州殿より

御襲祖大納言頼宣卿より　正徳の吉宗公まて三代の御縁まて
東照宮　御孫の御血脈近きとのよしにて紀州　吉宗公
上意評定定まりけり　宝永にあたりて紀州殿御登城　水戸
殿
よりの御事にて　吉宗公御本城にてせ給ひ御上段に御着座あり
事にて出させ　吉宗公御下段にて　御不肖の某　天下相續の
義にて存し候　尾州宗春卿ハ　義直卿の御家筋
にて紀州より兄の御筋なれハ　以上に尾州〈天下を御渡有へく〉
極め合はせ給はれとて　御辞譲の御謙退の御挨拶有
しとそ有ける御譜代衆中よりハ今以後より計ひ
あしくハ只御血脈の遠近ハ紀州にて　東照宮御血
脈まて近きにつきて尾州ハいさゝか御争の筋ハ
なくてきまりし　ゆへに御辞譲不被及　御主見ありて　天下

百民のなやみとてこれを訴へ申す（道理に依りて執奏をおひて執奏と云ふ也）
将軍宣下の後 伊勢守貞藤 執権相模守時頼 連署武蔵守長時
随身正二位右近衛大将征夷大将軍に任じ給ひしかども
めでたけれども尾張宗春卿は西方にいさして罪に行ふもの
なりけれども心不平にして御沙汰なきやうなりしかども
今もて人口にうるさきものなり

吉宗公御車寄四ツ半文の道狭き故と御下
論語昭人の教誡より三年父の道改むるなしと
云りされば父祖の仕置一事にても改めざるは
孝子の業とされども千文社の不行届にて仕置一事
其儘さしおきがたき格段と考へぬ人々は一時の
事とおもふ切教等にて仕置かへさるゝもの雪人誠
多き御先代 文照廟の御定書と上方風の詮議一
切事と上方風の詮議一掃ふ裏表のなきやうなりしの訂續 照廟も
常憲廟の御遺命にて近衛殿の御聲君にて近衛殿江下表（御下向の
三年御沙汰なくて 憲宗廟より御普請 治権に至るまで
今も御所方三英用ゐ給ふ）
仕置一のひかへ さも いかに近例歌のやうなる具まき新井
白石儒者 文廟へ初而つゝせ堂上の故実を
寛永（後水尾）後光明天皇 新井 上京後 禁中公事の
格法を学ひ取り君をはじめ奥女中なども皆

禁裡の宮女のてくまゝて命令の奉旨ありて業大業
勅典三位の局と云ひしを上禁中書の局つゝと云ひて四足
門代市に玄関（玄さも也）ありしを有章廟ともさゝ門さし
ありき公　吉宗公天下を譲給ひてより
将軍宣下の勅使汁下向の宿中院の家中さ九大是成
たりまも破却ありて人〻今朝くさ汁
見合せ給ひてもこゝ吟味ありて改て一日も他人の謗を除
南入不届又裁不義成い急ぐ
くなりて春と朔（一刻延さい一昼の和なり）一日
近江せい一日六下の和）の上意にて三日
ま延ありてそ御（手鞠ともいふ）
公家又武家代官ふときい楽の根元ともり先年

大蔵廉卿代ま方ありて侍参公家衆中よりこの度
江戸へ下向ありけるに城和の時大小名の下部まで勇風強さ将軍の仁徳すくまて
相ふへん禁門の外まも坊のこゝく勝城と補裡（ホテイ）牛飼
舎人の下部も霜露のまうにひやくこうんと毎ん言ふ武士
ま右のごく仁の及ぼ事にはあらず
法代いふうん御すゝめ実小包やこうん
ま御作りも禁門の外まも坊ありこゝの
諸司代板倉周防守ハ公用ま京都
不申合共度ま主帰ま右ま探りけ以見て大おも
ひん侍奏公家衆ハ衣中ま大勢の人まハ
江連用活守下知ありまま悪くありこま公家の武

[illegible]ふ[illegible]の根元[illegible]ふ[illegible]板倉[illegible]計ひ[illegible]
[illegible]即ち公家も周防ちう思恵あり[illegible]唯一言
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]や　吉宗公のおぼしめし[illegible]
[illegible]と同役[illegible]賢者のなすわざ[illegible]
[illegible]よく指導[illegible]ふ[illegible]
○文照院の御腰[illegible]近衛殿[illegible]
[illegible]御甲[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]人[illegible]大坂[illegible]
[illegible]ふ[illegible]近衛殿[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
家殿[illegible]武蔵[illegible]

[illegible]ふ[illegible]て用[illegible]
のなもの[illegible]
拙者[illegible]
紀伊[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
○吉宗公[illegible]
[illegible]代十八年[illegible]
二十一年[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

四品に昇進仰付られ候事

吉宗公御先代の享保年間諸侯の
席をも異にする御取扱ひさる御仁徳の
御政事誠に感佩の風俗ありけるや允恭先
代の寵臣四須和治代ると大なる威張ありやうにも
る古人のいへりし 憲庵の御代の酒井忠清さく
匂ふ無位となりたるの和漢ともに
吉宗公ごとくなるの賢主上列言路の拓き書年
右京亮輝貞ら一ちも南町の
常憲庵の御恩故御山のごとくに 吉宗公の御代ると
御風俗今に異同豊前守事
ごとのごとく大名となりけるに南町の風俗ありて右京

なよいさもなくてすむ仕
仰付られて 憲庵御代のごとくに 吉宗公の御代ると
我儘一ち門内へ不入と仰られに異同
仰られ却てふかく御尊敬ありて諸侯（鳥類に至る
接武せらるゝまでなり豊前守事
りの如くなりて御代ると今も
の伝説として 吉宗公不仁の
加判月番に御免なり此時の次第と称す 仁恕に
享保元の如く 吉宗公御尊敬ありて御仁政の
てつゞれい御好物の汁粉ばかり諸大名へ下けるゆゑ右
京亮よりの如くに輝貞石杭
上使へ返答もうけ也
憲庵公御葬儀相すみける

今上皇帝より御代りの
文廟の御代 将軍宣下
より来聘の使 下向の
御をけうの品々まで
大日本太君より送
宛名代認る也書簡
（中下知為下討ちの
して中ごろより日本東照
事代々文仰条々細
討ち等上意の御
非日本の下知と

人質差上一会釈よりもして
きしいよ不まて対馬守出陣せんと共支なせしゆ
而後いくもなくして当の通り大日本国王と記あるを
上げる訪て右の通にお朝鮮国王
よを汁武威の誠きや汁事と相
吾邦警城江戸中汁船有る強分日本の音訳仮隣国の
よよ見せて後仕ぶせよ
汁梅上なく後汁仕勝り珠玉金銀の道具沢
次の行振舞うるにのみ相
間箱い汁参着汁玄関式畳の上にて話汁汁有る事
汁先代よりの掟之に式台の通り
毫の上にて言よばれる汁白洲にて話汁汁

日本の汁威光汁先代よりも発て遥との汁為
の仮い皆ら新井筑後守ところ
しゆく汁参着香厳より汁白洲
中ばれ朝鮮の書簡持参
不平の神く通辞の者ト私
事ありに今会いなるゆえの私
等の通り汁式台にて
対馬守汁玄関より汁下
行る対別段に相別れ
朝鮮人汁白洲にて書簡式
目ら人余興の間にて
中ばれ汁門より本邦ら接待

二使御目見被蒙たり後ニ至りハ此使全く虚病をまうく
日本の不禮被憤りてのまゝとしてやはとの器量の程也し
吳國人ハ往事より朝鮮人ハ御白書院御對顔し節
文廟御結束松竹の御衣装被召て御簾御内の際ニて
より常にそ候しく候らぬ御側ニ間部越前守ハ
日の御衣の御段被揃て候しけるとぞ御雲深川の御流の
今上皇帝ニおかれましせたまふ御事ハ移りこし朝
鮮の使是に見え殊に将軍家の通行の御威勢の
可知失禮之残念此之候朝御饗應以下物法式
驛ニての御馳走の方式ハ上ニもなき事なれとも御失礼の
ゆゑ二度大ニ憤懐りけるとなん正徳享保年中ニ至りて
吉宗公将軍宣下の朝鮮人来朝の時ハ先之代の日本太

君と書簡ニ可認との上意ニて宗對馬守より其由称
申きしりる朝鮮人ハ御後義ニて御答無文談事の
儀ハ以之を用して御停止ニて簾末なりて言しり御礼被
おも致されて免されて書簡も御答者ハ式整のまゝて
済ませたく大猷廟嚴有廟ニ御あハ代のことく万事
古く吉宗公別して御禮儀深く深恩のよしみ被結せ
なまふに被御國のもたれ太平満足の事三代吹雑して
東照宮以来の明君と称しけるとかや
紀州より御小姓衆の器量被なり召出されし事
紀伊の生涯して居られ紀州の御小姓衆多く召出しれ小
身人の御小姓候衆何れも同藏ニて人藏ありしが御部屋
秋湯殿ニて判刀被作らひてさすまじき事なれり御殿番人

お勧て法眼の位を一年市川團十郎柏莚大病のおり
よく療治して本復せしめ毎々〳〵柏莚方〳〵三英
又新吉原にて試しに施せしに橘牡仙院法印あまた
来臨て貴賤いかゝ〳〵共の療治数の中いく人口宣かゝ
しといえども公方様の御脈を伺ふ
法方の為命をきられ小三英芸にて
栄雪再来せしめ元禄の仁術ともいふべき
道徳ともいふべき食療ともいふべき薬効ともいふべき
器の芸ともいふべき芸ともいふべき
小兵衛入滅ののち近年又〳〵西丸御医師
てもこゝに日出度人心是
明君の御用鑑ありてなり
永旌様御再誕仁出さるゝ吉
日

竹旌様御幸ハ　文恕廟の御代
一旦市川海老蔵にて　文廟の御息女にて
なる伝ありといえども法一生法名ありて
ありくと言ふや法一
市政道御神の下より出る御
ほりくと云器窮孤獨の
なり再ハ　一云法名
ひて　松なき
道行なきふしぎ
ず一天下の人女は道
ず法
則流行の古方
方へ法名
法名

御入寺、代参寺僧約ス仏要ノ規式ヨリ始ノ
供物酒三献ニ至ルマデノ次第ヲ書シ与フル
者モアリシカドモ始ノ吸ヒ物ノ
肴ニ至テハ何ヲ用ユベキヤ或ハ
其ノ初ノ始ニ用ユルモノニテ学校ノ
ありあわせのもの之ヲ不合ノ事ニ思ヒ
ヲ負ヒ而ヨリ始ノ吸ヒ物ニ変ジ
始吸ヒ物ノ如ク仕立ルト云フ
ほとんど統一セリ

市仕置御先代ノ頃ヨリ市仕徒ノ事

憲廟浅草寺観世音ニ
詣ラレシ時ノ記事ヲ市仕徒
あげて羽織袴ニて常に放一ノ
供奉ス何レモ市ヲ切ノ市腰物
ニヲ帯ス仍テ市人ヲ先ニ放一ス共ニ
吟味ニ市徒一言ノ申訳モ
憲廟ノ市用ニ入レ悪キ
往切セシノ 上ニテハ
ト云ヘルモ先ヲ
行ヲ云ヘルニ
第ニ市成ル命ニ
ヨリテ和解一石ニ打付ケシ
大ニ驚キ不調法ノ由リ中訳
市宅ヨリ市使ニテ支度仕セテ
あげて羽織袴ニて常に放一ノ右京亮ヨリ
供奉ス何レモ市ヲ切ノ市腰物ニ
ニヲ帯ス仍テ市人ヲ先ニ放一ス共ニ
吟味ニ市徒一言ノ申訳モ
憲廟ノ市用ニ入レ悪キ
往切セシノ 上ニテハ
ト云ヘルモ先ヲ
行ヲ云ヘルニ
第ニ市成ル命ニ
ヨリテ和解一石ニ打付ケシ
大ニ驚キ不調法ノ由リ中訳
市宅ヨリ市使ニテ支度仕セテ

多仕様出へ申上候則　上覧に達し申されけるハ　吉宗公
上意に曰く　其徒者探抽簡以席し存り候和の中よりよく
見ゑり取席し存り非は徒のとの誤りこ之以事り候らは
其切の探の物とや思ひけん其者ハ疑ひても探のとのハ於らは
於て和よりしハさてくらハ為つとかりし御安心を遊して
其蓋けとて何の仕様もなかりき寛仁太度の　明君の御
仁術とも申すへきに殊有くこそ其後ハ御探抽簡稍の勤方
万一席しんて持ひかりりはしと申許すへしと定規よせしとし
御不例之節御名誉の上意之事
或時の事なりしに何とやらん　吉宗公御不例に為らせ給ひ
けるゆへ御醫師衆法印法眼まて御り為お勤りける法元
中二日にも本(?)き通まて　餘程気をひせとてねりとゑて候

御快気も遊て　其節上意にハ此二三日ハ殊之外食事進みていかく
之上の上覧抜され候へハ御包中之方見候様へ申されけるハ何も
仕ねる御食事の事ハ御任せ被成ハ宜候事まてもそんこれ申し　又
御醫師衆申されけるハ兎角世事ても食ハ食よ何りと申候へ
一段結構なる御後と被申上けり　吉宗公御知り被遊され
やくたちとある御申し　食ハ食よ有りといふ事ハ食するといふ
こと不案内　甲乙なく手付候遠へハ其ハ覚なく　定食候様
にとそ　人間の養生の餘し申へきこと有付ハ脾胃候損し不足
なる時を相ゆろへ候る必定相成　是ふ及なき候第一として
夫に付てそ気ハ食よありといふも食といふハ多く不足なき
候ふ之事生きらるる所ハ　言さあし　又多く食ふハよろしからず
所ぞ夫に付其事又何しれと　上覧の医師衆も承知して

初て令に倣ふ定の年中行事

諸侯供奉

或ハ明君上京して仕業依過て酒令先作りかけ
り注さば真中諸侯に酒過て右衛門尉
しすて諸人の頭となるべき程の心ばへ一段と人の
るに行者に道代譲りて互に命かり取人
過ぬるとき互に人々の扨引物さる代時有度なり
代物をば過ぬと仰らるゝ豊前の少将
なの方男代過ぬ一男女道代泥新也代
中代諸侯族年過ぬるとき控へ居ますれば高地雛祖
の人に取人代実のけ小袖過ぬるとき互に命かり
ここに云る大名に大道代石にのごとく町人百姓
長き地をうへ重荷道具を
ゆゑの名ぞ
大名の先供大勢ひかけて
日本の云なり
大名の
ま大名ども勿重荷なんどもつ
いろいろ令云て内人の
代をうへ天下の道ゆれいろいろ代不云ねうの上云犯有事
記須ほうくと代大名の供代割ほうの切於ゆくい
ゆゑ云ふ所の事と
上云あてり也

明君御禮儀強き事

吉宗公諸事御礼儀厳重に被為在候中にも只今
東照宮様御敬の御心能き事此の如く毎月十七日紅葉山
御参詣并十六日晩七ツ時より殿中精進被仰付御社の間
御参詣も毎月詣させられ候迄御衣服改させられ御文政中
御側衆は不及御納戸衆迄相止に致参して　東照宮
御一世御武徳御戦場の御物語は直列此方之家の叙は
小牧長久手長篠姉川などの御利運家康の御勝被遊候て
紀州にて彼是申せし事少く御好き之正文九月の十六日は
御文之事いささか此等細事も賢愚様御奉行に
万一御存知の御座候は稀き由御覧遊し御覧に被遊候は
御由身清浄の御人出御用は所々御事御勤之由して

御供の御召候御座候は由て御覧にて御紀し
元文二年の頃大納言家治公御誕生の節は七歳御前に御詰
御目付中方　明君へ召し上られ候此方御出生の若君様御幼名竹千代丸と
名附被下候ゆへ御継を継しとも　東照宮御　大猷廟の御幼名をも
其名へは其後御加へ被遊し再三御辞退被遊に付御掃
部頭酒井雅楽頭　松平右近将監を以て御内々御断の御許容は被遊
ずして竹千代君の御名被進候　公方に西の丸御本丸にも御方御
若君の名被進申候御事に　吉宗公より御進之御後南附の万次郎君は
三浦への命により母の女は揺に宿下せ給ふ此時も御経帯
吉宗公より御尋ね候に御目中方とれ西の丸より御願被遊候て丸
吉宗公御兼而不被遊候ゆへ此度は今にては御進め被遊候之元文年中に
御嫡孫と申すとも御満足も御文之事は不及に今般は

[illegible]二男より之女[illegible]三浦の[illegible]孔[illegible]てあ[illegible]れいけ
[illegible]接[illegible]延[illegible]万歳[illegible]の[illegible]年之 仁義の[illegible]
いく[illegible]仕[illegible]ん[illegible]しけ[illegible]宝[illegible]方の[illegible]
うまと評[illegible]有[illegible]くうに 酒井雅楽頭忠[illegible]
[illegible]延[illegible]りうハ 年[illegible]代君の[illegible]けり[illegible]毎堂和章の[illegible]方[illegible]より[illegible]友両[illegible]九
[illegible]指[illegible]のけ[illegible]紀[illegible]公[illegible]延[illegible]れ[illegible]方[illegible]一[illegible]たり[illegible]年
の方の[illegible]如[illegible]き[illegible]くうり[illegible]と[illegible]ハ[illegible]き[illegible]人[illegible]庭[illegible]ハ[illegible]人[illegible]ト[illegible]一[illegible]ハ
[illegible]おたもう[illegible]く[illegible]三[illegible]一[illegible]の上[illegible]ま[illegible]て[illegible]芸[illegible]の[illegible]評[illegible]に[illegible]りうよや
[illegible]国[illegible]く[illegible]恨[illegible]う[illegible]男[illegible]なく[illegible]家[illegible]に[illegible]物[illegible]うう[illegible]女[illegible]もるく 清浄[illegible]の[illegible]
物言[illegible]仕[illegible]う[illegible]に[illegible]分[illegible]て[illegible]ト[illegible]もお[illegible]つ[illegible]親[illegible]有[illegible]
[illegible]受[illegible]ま[illegible]ほ[illegible]ハ[illegible]ト[illegible]ハ[illegible]う

吉宗公[illegible]泳[illegible]令の[illegible]年

享保元年 正徳六年改元 [illegible]月将軍宣下[illegible]延[illegible]り[illegible]之[illegible]月[illegible]下[illegible]旬[illegible]

[illegible]国[illegible]く[illegible]より[illegible]年[illegible]貢[illegible]上[illegible]納[illegible][illegible]除[illegible]ま[illegible]く[illegible]訴[illegible]ま[illegible]け[illegible]代[illegible]宮[illegible]本[illegible]より[illegible]清
[illegible]延[illegible]納[illegible]有[illegible]く[illegible]皆[illegible]添[illegible]用[illegible]紙[illegible]と[illegible]ん[illegible]清[illegible]
清[illegible]定[illegible]例[illegible]之[illegible][illegible]前 吉宗公[illegible]ま[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ち[illegible]ハ[illegible]ね[illegible]ま[illegible]ハ[illegible]ひ 上[illegible]ま[illegible]ね[illegible]ま[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

天気てらぬ秋の秋にも露しめやかにはしの御製

仁徳帝の高き屋にはのぼりて民のかまとの有様をも知らしめせ

たまふと申しもおほせられける　有文御先代より正義

御全盛半ハ時にて御月令威かしあつくならせたまひし　憲廟

文廟の両代にても御花費施して奢侈さかへて御余弊かし

ありける　吉宗公御代と志ろし召されて　倹約御勤させられ

節てハ只今ほもなき　非常の変ならハ何成とも以て万民の

救ひをなさへとも必くおはしまし　御工夫御辛労を被遊　まつ御奢

修の御事をは倹約の事をしらし　諸侯にもたゆまし御先代の風俗と

違ひて遠ざけしゆへ　万民も其を御政正しき御風俗の宗修

厭ひとしより　御倹約の御政事に有かしき御代に御治め

明君の語る人よりありかたき事は申し出されて　御意に

我等世の中の為に御勤りなしこそ　千年万年の為に　却て民の語り

伝へりこそくらしられける　御時の御詠歌なり

世の中は足をかゝせんハ身をいやし

いやしかりしもせんハくるしき

とお詠しとやけんきひの内てよも世中に絶て　ひとなき御心よ

○文明のとき　田安使門右門督宗尹卿御藤中より御雛祭り御備

あさまて万代も称へ　吉宗公御画讃御頼を被遊て御自ら

御取付　吉宗公御画に桃桜の花さかりの様を被遊しまく

桃桜いつれも都となしたるへ事

少しきのそはうちハてりこん

此御深意ある事を民の略を此前にてよくく御徳の御

しゐ御詠吟なりけれ御徳の外にも思ひ　志立及安のおかしき事

あ〜りなんとも拵らへ侍りけるに依て再記し又異本に依て
有徳庵侍三四忌の吉仲の侍書談とり出〜ける事
侍衛渡辺ふさ礼宗申々侍屋中の小酒ら近代百人一首の
中もしらぬ人多り故又宝〜うつし
〜さ〜〜つろにんのるくさまの事
こせばこる 歌をゆ〜〜き
かくしあせなまふさ〜 名文も歌人の筆一
明君忠月鑑の古仕人の筆一
古語小日千里の馬に常〜もつ〜〜ける細りと
うや 山野ら仕実云二の忠臣義士多く次〜〜発なける
下〜此歌あ〜まん 吉宗云天下侍
諫臣の後ら〜〜 侍元中土屋相模守政〜 云出て上云ふ遊
りりん共云ふ事〜 憲廟の御代ら室中蔵ら絵ふ〜ふ忠
貞亜ふ〜〜よく上の那波紀て 練事せ〜義士元禄十四年
冉浅野内匠頭長矩御仕宮ふ成法ふ〜ふて上云ふ事忘
答〜 諫云共黙写宗ふ〜ふ 憲廟云云 不審〜
侍ふ〜ふ云ふ 文廟も室中お勤 歌文お後て 章廟の侍代ら御ず〜 御
年相変執政役〜〜侍ふ武門の宿禄の多
寡に依〜〜同〜ふ 共〜〜元禄の事ふれ共
上役も松て 歌ふ〜〜旦又室中い須中成かゆり平ら
常てぬ〜〜ふ〜ふ〜ふ上云ふ事ふて侍ふ〜ふ
多んの侍御中 松平越前守殿御家中 松下ふれふ 梅の枝いふ
有実ふ事ふ〜ふ鳥〜〜ふ〜ふ鳥〜ふ〜ふ年ふる人

の馬の器量を好ミし　岩佐高比の奉行と被仰付　年々の御方
きまくハ御領知の百姓共仕送せし　事ゆゑ不届とも申さるへき様も
なく猶くしてさへ筆用られ返し新有御仁徳に依て知る事なし
○又高附の　家重公未た御幼少にて　長福と申奉りし時西の
丸へ御移り被遊　大納言様へなし也給へ如し　吉宗公の
思召にて先つ若年寄より御小性の長役に勤る御傅（もり）役第一の
ものゝ白木の深き志をあさらく称さ人御側に侍る時に自然と
其風に移り取すきに人情の常なり　大蔵原　岩本原の
御幼少の時　久世大和守へ　御遺戒ありて
人多き人の中にも　人を撰ひて
人てなせ人　そこになる人
此御詠哥のことくなりとて大納言様御の御老中　小安藤對

馬守殿ハ　俳諧好ミ　對馬守ハ首尾篤実の忠義者なるの
人なり其上風雅の達人にて俳諧の上手なれや能く世上にて
人の知る所俳（はいかい）徒にて冠里大と申候
初雪や　ことしも人の子捨ぬ
此句世間にて三蔵の量見にて古き名之陶淵明か我子の許く
僕至て老人の句海ら薪水の労を助くるとて又人子之し
い又知らり岩御せ候よ冠里の御名句之　又戊年正月
元日大納言様御雑煮被召上させられ候て此雑煮を
御付一句御所望の被遊候よしの　上意の下より取あへ候
元日や　芋かしら（佐名）も　上に雑煮膳
出来被遊しかれハ甚御感有て人に見せ賞しめ有りとなり
○御又大納言様ニは長病より遠目鑑被為好　遠き御一統

毛氈を敷き沙弥令（上下せよ）と呼び
近習の輩も皆悉く
ゆくゆく沙弥令（上下なれ）大納言様上意として對馬守も見
り給ふの事也（對馬守沙弥令を見迎ひて）
ふくおのく共と沙弥下段
ろの人の衣紋致すべし（又馬上の衣馬の毛
御心かゝり毎日出仕なさるゝ（宮分人ある）
悦ばい市城近き（宮分人ある）出仕なき城の西ぐち
計殺候仕（ん）まゝあくようー（さる一切）
うなして件の背摺（ぬさん）
ふくー（ゆくゆく）大きに始まる（已ん）
るべく（ゆくゆく）共と沙弥下段
ろの人の衣紋致すべし（又馬上の衣馬の毛
御心かゝり毎日出仕なさるゝ（宮分人ある）
悦ばい市城近き（宮分人ある）出仕なき城の西ぐち
計殺候仕（ん）まゝあくようー（さる一切）
うなして件の背摺（ぬさん）
ふくー（ゆくゆく）

沙弥令（上下なれ）大納言様上意として對馬守も見
様の市女笠（又）對馬守を思召（ぬさん）
れ（候）て（ゆくゆく）沙弥令（上下なれ）
目摺（迎ひ）て（ゆくゆく）

鄙本に多能に候ふ（ゆくゆく）
論語曰我壮（ん）より学（ぶ）
うゝて知（ん）（ゆくゆく）
あくび（ゆくゆく）
し事あゝて市騎須野澤伴命（ゆくゆく）
ものく沙者（ゆくゆく）
くも又参（ゆくゆく）
朝（ゆくゆく）

沙弥令（上下なれ）大納言様上意として對馬守も見
様の市女笠（又）對馬守を思召（ぬさん）
れ（候）て（ゆくゆく）沙弥令（上下なれ）
目摺（迎ひ）て（ゆくゆく）

鄙本に多能に候ふ（ゆくゆく）
論語曰我壮（ん）より学（ぶ）
うゝて知（ん）（ゆくゆく）
あくび（ゆくゆく）
し事あゝて市騎須野澤伴命（ゆくゆく）
ものく沙者（ゆくゆく）
くも又参（ゆくゆく）
朝（ゆくゆく）

以ての外なる事ども也（この時に新撰小田原所の宝永
て後一朝に志を遂げ朝を中にこそや人々我物ぞ
又と御代に上ぐる時 上宮は降りぬ今の世の至宝 上
品白川大将と見えしもの 上意なき制せ
よとの宣旨ありそして白川の大将（ここにかくよの事に当
平定後なりき） ○相模三浦の住代官日野小左衛門尉
義村（三浦介義明の子）とて出羽の鎮守府将軍
秀衡入（上宮は降りぬ）てうるはしき処へ ○又薩摩芋の種
を琉球人のもたらす処へ 諸国古代官に命せて
植ゑ試みしむ（ここにかくよの事に当
仰せ出されぬ）て百民又則ち功を成す食を
多く林朝散大夫大学頭信亮に命せて蔬菜芋類書
同板なり（この人を伝食を造るの説を述べ依て人々

（牧の下は出一の誤ならん欤）

能く此教へて志ある学士一統に之を賞玩して甚夫食のよ
なり学士に乞ひ祖法を（ここにかくよの事に当
ふ蔓（コクイニン）芋花なども亦ここに植ゑ出せ法人参の如く
又林朝散大夫大学頭信亮に命せて蔬菜芋類書
同板なり（この人を伝食を造るの説を述べ依て人々
らし山城に在（ここにかくよの事に当
園地。（ここにかくよの事に当
乾下ること一両の年とぶ
枇杷 枇杷を今も多く
青実 明君の賞玩せし
の場にせんとの事ぞ
ひしめき義戦ぜんとさせん
関羽張飛 玄徳の貞節の

市内在らせられ、貴き方々は、明君一度成せ給ひし仕方（詩歌連誹諧など）仕給ひ、また、赤井越前守の市祭をも、感に叶ひたり

世の中おかざりいさゝかも

見ゝよりひろとゝなさく

初詠りなる前書も、かゝれ、其御儀の記録なるに、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

今をつゝ仕丁なり、小兵衛に奉りしとかや、平伏して不働れいに拵へ、逃拂ひ、小兵衛は、上意の（小山蔵掃部頭なり、ゆひ、今一句を副さるゆへ、さる方いふものの成仕方なせとゝてうかゝよりて、ひろとゝて、汁の日、明君、小山に未面にて、是迄、汁一代いとゝさる再記せしめ、見る人ごとに、感服の事かぎりなく、吹上市祭の神輿、仕丁なる（小兵衛方にて細工人作へもて拵へ、市成として人を伐意く逃拂ひ、小兵衛は、小金をつとめの一人平伏して居りき。明君上意にて、拵いし物なれば、明君上意迄との事に、当今ひろく、汎仕丁

汝等ハ只麦草の出来の善悪をよくかんかうる事を知りやしのく
まふ御近習の面々新しき若老とも去年よりも多分くてあるへき
申けれハ御笑ひ被遊旭日麦草のたりへてしよりわるいな
あしく出来すこし都へよりおりにこそ豊年の兆しなり目出たし
くあまし又百姓のわさなきさまなれは汝らよ良の五穀豊饒なるは
先ハ五穀の食するに不若よのしてくるねゆへ気味よくいふものなり
ゆへ不小見のいろはやしけまけ豊年の兆しをして歎かり
まさへ百姓の家毎に芋苗といふものあり去年は芋は土中
へいけまく芋苗は其まゝ何まても庭にもあまいハ食粮の澤山
あるに麦をひなしかくして百姓たの年前困窮せさる様にさ
するハなし且被下け織の其く還御なしせおかしく不之候よ
被文けたんまんの　明君とや申奉りき

吉宗氏ハ徳川中興ト呼ル勤王之父祖ノ悖乱ノ跡ヲ不用奉侍ナルハ前ニ論ハ可シ然ルニ此書ノ筆者ハ其ノ字ヲ用ヒシハ吉宗カ罪ニ叶フヤイブカシ君ヲ尊ブ義ニ悖ルナルベシ

人の善悪を付奏するの者の口にかゝせたまいさる
御賢人徒然をの事
角田川筋御鷹狩の節牛島御前へ立よりたまへ御目安上覧
遊されけるに絵馬額ホ一ゝ上覧のうへにて俳諧発句の書付
ありて掛額を御小姓衆によませ給ひ御ゆかしく被思召
句とも多し　御笑遊りけれハ御側向の俳諧好きの面々
申上けるハ是ハ何まても江戸上手よし題者の奉納せし句にて
いとも切りなく候なれ其中にも素丸と申ハ御直参にて小
指人お勤ハ長谷川甚兵衛と申ものにて今日御供に罷出候　又
長永と申ハ佐久間吉右衛門とて是も御直参にて候よしおし
衣おも心にてよき庭に俳諧御様子の座に参して素丸長水と
御よく召し申さるに御側に居たりけれハ　明君ハ是人ハ家お居いく

此〆ハ明君
〆ルガアルナリ

此言ばは参らハ誹諧ての形をやりて風流は失ハんと言ぞよ
くもおり御賞ありてはやとよ言は□ハ□□直条の者ならバ何ぞや
本名ましても志らしハせて幸丸長水といふ名ききたるやうに候
仰りたるや言上幸丸長水にかはりて名は吉柏莚納子
故一とハ何とのそやし御訊の附は側元かもしハ不分明
とも御尋中上りたる言の附は[illegible]を経て選御子なりける柏
莚ハ　市川海老蔵　訥子ハ　沢村長十郎　故一ハ中村十助とて芝居仕切
場の言ゆゑ未成因縁は存して御治抜され直条の俳諧はす
ることの芝居とのと群は一めして継ずるによろしからん
上意ハなされかも御下心た得と申て執成せし人も赤面に及ひけり
とても先人の慈恵ありしか言上せざりける御賞詮なり
○又或時是も四月中旬におはしましし　戸田延命ちぬへ御成ニ於

上坂相模守御勘定奉行御代官宋村左次右衛門御礼申上られ
御役の中より伊奈半左衛門参着申上げし所御宗旨の内より
上意ありハ左衛門ある今日ハ大宗よく一入にさして両年ハ麦の
出来はいかにや御尋宗村に対して申上られハいつも
両年ハ麦作甚よろしく近年覚えなき豊年まて候
言上しけれハ　君甚御機嫌よろしく百姓共の喜び
悦ひしとの上意　宗村は近江に百姓疲敝は打て楽しみ
歓ひまゐらせの御言に御疑ひれ候方支配の御請にも
麦ハよく御作の御意に左衛門年豊両年ハ何方も押並て
田の大豊年とて御座候申上られハ君御機嫌の御気
まて左衛門へハよく御申ハありし　御称美甚しく左衛門へハ御
前首尾よくして西日は承ることしくやすき事ハなかりき

初て其旨有之候ニ付其村方ニ而も御受仕候
礼ニ而おゐて打ち候ニ付成丈き
候様ニ而礼ニ而ハ右之通ニ而ハ
次第ニ而礼中ニ而ハ名指指留
五月廿日済其村ニ而ハ貢米之内
切不納ニ有之候ニ付御受仕候
ハれ神尾若狭守大ニ怒り其村ニ
候ニ而ハ其元ニ而ハ
候迄ニ而ハ
仕置ニ而ハ有之ニ付若狭守
と申ニ而ハ
訴ニ出候ニ付御受仕候
景色ニ而ハ
事ニ而ハ
仕置ニ而ハ有之ニ付若狭守
候ニ而ハ
なりニ而ハ
表書之通不調ニ而ハ
ニ調ニ而ハ
表仕置ニ而ハ
失ニ而ハ
平ニ而ハ

初て其旨有之ニ付其村方ニ而も御受仕候
礼ニ而おゐて打ち候ニ付成丈き
候様ニ而礼ニ而ハ右之通ニ而ハ
次第ニ而礼中ニ而ハ名指指留
五月廿日済其村ニ而ハ貢米之内
切不納ニ有之候ニ付御受仕候
ハれ神尾若狭守大ニ怒り其村ニ
候ニ而ハ其元ニ而ハ
候迄ニ而ハ
仕置ニ而ハ有之ニ付若狭守
と申ニ而ハ
訴ニ出候ニ付御受仕候
景色ニ而ハ
事ニ而ハ
仕置ニ而ハ有之ニ付若狭守
候ニ而ハ
なりニ而ハ
表書之通不調ニ而ハ
ニ調ニ而ハ
表仕置ニ而ハ
失ニ而ハ
平ニ而ハ

小てふ之を下り近大夫の士たり去化の事評よ来ること
爾年（ことし）て廿に餘りき（きり）之を（きり）商
去る人（ひと）ありて此の（きり）の人（ひと）ありて吉（よし）
写宗のよの乃上（すなわち）下（くだり）て（きり）先（さき）
上（かみ）として其今汁後古代頂載（いただき）
ありて（きり）妹 昭君二人の墓（はか）
宮（みや）一淡徒今（いま）代（よ）於（おい）て（きり）
市鷹野先（さき）種（たね）の支
心書歳要（かなめ）南（みなみ）原（はら）出（いで）勅（ちょく）
給（たまわ）てなり一処（ところ）
東照宮 台徳廟 大猷廟の市（いち）代（よ）の通（とおり）て汁（しる）
汁（しる）代（よ）汁（しる）旅元の両（ふた）つ（きり）武術の
両代（よ）新（あらた）に（きり）いつ（きり）汁（しる）旅元と
明君紀（しるし）別（わかち）より（きり）人（ひと）々（びと）
元文（げんぶん）より（きり）武術の
薙刀（なぎなた）を（きり）上（あが）り（きり）
於（おい）て（きり）天下（てんか）泰平（たいへい）
いつ（きり）も）汁（しる）旅元と（きり）て（きり）
上覧（じょうらん）を（きり）経（へ）て（きり）
夫（それ）より（きり）一統（いっとう）
頂（いただき）給（たまわ）ふ（きり）
命（めい）ぜ（きり）られ（きり）
かくて（きり）
三（さん）

此一条（きょう）ヲ読（よみ）てこう（きり）感（かん）
ヨ流（ながれ）ヲ汲（くみ）ヘキ又剣（けん）ノ業（わざ）
ヲ学（まな）ヒ心（こころ）ヲ鍛（きたえ）ル根（ね）ニ

両代（よ）新（あらた）に（きり）いつ（きり）も汁（しる）旅元の両（ふた）つ（きり）武術の
明君紀（しるし）別（わかち）より（きり）人（ひと）々（びと）まで（きり）論（ろん）ずる
元文（げんぶん）より（きり）武術の（きり）
薙刀（なぎなた）を（きり）上（あが）り（きり）
於（おい）て（きり）天下（てんか）泰平（たいへい）
いつ（きり）も）汁（しる）旅元と（きり）て（きり）吹上（ふきあげ）
上覧（じょうらん）を（きり）経（へ）て（きり）
夫（それ）より（きり）一統（いっとう）
頂（いただき）給（たまわ）ふ（きり）
命（めい）ぜ（きり）られ（きり）
かくて（きり）
三（さん）

其上覧を遊はされ候へは御当代には浅草川にて二十艘ほと
見物付役者并隣一同(?)打し遊き(?)達者にて各(?)人の下谷本所
等迄の御徒衆は夥敷見物いたし候也依て振舞心
掛のよきには御帆(?)子等静(?)にて仕付り候事古之(?)見頭出来
候節しけり其上御船子揃御抱も御先代は御入用多く
人数のかゝりの事の多りし候 明君御船して差(?)支ることせられ(?)す
余り目出度き今は余(?)候はしけり或ときは御船に候し水主揃へ
上の御代上覧を被遊四日隅田川筋に御成を見る水主揃へ
御舟加子のものゝ小命せしかは御船急けくゝのものゝ御出をつけ
御船悪く早揃して急かれけれは御船中より日の丸の扇子
呼て 明君御自身御けるに陸の者共水主の儀さました
頃らなり急けくゝの上意有りけれは陸にも御船は其徒は

水主へ頃しとかけ出られは又御舟手へ御下知を遊されて陸の徒は
頃らか急けくゝの上意にて双方互に頃しく徒供(?)
御下知に力を落し陸は息る水中には飛込も御船は
漕りゆへ隅田川木母寺より向島の御揚場にて双方
甲乙なくとうとうの拍手に依(?)て 明君其外御機嫌よく
東方の力は皆さセて只今く度(?)にすることにて川陸
すに大事の用に於て行要之(?)敷く寿(?)長宝暦(?)春 東照宮は
大坂西の丸に御座りして大阪取巻て城中より御人
御立退まてより供人へ舟にて急かせ御旗本十弐
三人当切のものは戒(?)御者(?)へ計御供には石田三成
以下の輩数多 東照宮は押掛りたに水主揃加勢(?)は
卒して御舟は急く陸の御供の其外御舟は守候して

おも近侍の士供奉して一同に牧立まて玄関
にてあやまり式拝礼をなし月毛の駿馬
にうち乗して左のごとく従ひ
その前後に騎馬の士供奉神保源之
丞組の若党供せしめ頭領源太郎
ちれも組中若手の士供奉して士庶男女
いくりくる。
一武門より従者出ずるごく
明君には騎馬人供数のものごとく名馬の駒ばかりにて従ひ
て一さんに帰ることなし従ひくる士馬の
何と従さまもなくみな〳〵うちさわぎ
もち馬にうち乗て従ふ供奉人〳〵
供奉左の如し

書院番組頭

一人 大小 元 酒井雅楽頭従者辻番頭
御徒士頭
一人 大小 腰物にて止りうち
御小使人
一人 百人組従者 同
御徒士

一人 御馬風呂桶にて御徒士
組の内にて九寸四方位の箱中に若年寄御側衆
より一の
状ひらくも御徒士
一人 大奥へ入をなす 御広敷番之内
人くも翌日士慶次下さるまて共に
夫のごとくして士慶次拝せしに
従者の人〳〵
従者の内村弓

下に歳令のりうされ ふるまひの大根い
つも多くかうくいも大根のおとのよう
とゐりつつ ひくゐりの声 汁成家毎 数千の
万のお大根六代官へ おろし 紙 汁設
汁ばかりこを 手紙 澁包の 汁
してなもらもて 汁のくの 鉄炮
上覧 鉄炮 山形三流 師匠あ
中のさくゐ 打つ 一心 年の
ゐそこ 明方の 大小名 会
事 上覧 雷 勤当中 汁
鉄炮 武備 ち 定 鉄炮
明君 汁成 鉄炮 教授 用

ち汁成の打筒計そ八百目 会せられ
西洋 師の鉄砲 第六号 鉄砲 打也
のよう 諏よ 山 合まて 汁 百目
中打 武備 ゐ 大筒 ゐ
五ゐ 筒 明君 鉄砲 ゐ
中打 ゐ 鉄砲 師の 鉄砲 筒 鉄砲
用 ち 山 汁 鉄砲 百目 汁
汁 西洋 師の 鉄砲 ゐ 鉄砲
ゐ 西洋 ゐ 鉄砲 師 鉄砲
ゐ 一 山 打 何村 汁成 上覧
か 武備 ゐ 大筒 ゐ

人拔く相かう兵士ゆの沢
人形の形をおもしろう　吉宗公
備を治められ　かの仁物の在類称
旦ノ中人役　武備盛ん　敬ひ偏く　明君
コリヨキい
云叫り三ツ　仁恵の政をもって　神となり平よ
伶三夫牡。
誠公二至　と申奉りぬ
八外夫ニ慮
ノナキ恋夫

吉宗公御名語く事

或ときの御咄に　吉宗公御幼年の時
志く貧なの親人を毎年
ト松ノ如く御出世の利根
り四人ともに上げ
打ち打文ノ側の人く
神ともに御家を毒と思召
吉宗公いまだ
万苦辛遠一一一家大下
諭く弓ハ袋ノ鉄ノ箱ノ打ノ
箱ともろう打ちく今ハ
の親ノ頓死ニ
一ツ人　東照宮ノ加
ノ元ノ如く
ちそ貝も受けまた
公だ　と
又或ときハ　吉宗公
正ノ君ノ貞享元甲子

大黒頭巾
志ん生能取湾
タリ箱根ニテ
大黒ノ画黄ニ
家康カヲ高
原大黒ノ能ニ

人ニ鈴ヒ参ラセラレシモ福神ノ如ク取扱ヒ申ケルモ
ノ也 上ニ大黒ニ日ノ字ノ如キ物ヲ中上ラレシハ大黒ノ形
ト云ヒ拾ヒ上ケ側ニ有馬侯ヲ中上ラレシハ大黒ノ形
ニ云ヒ拾ヒ上ケ頭巾ヲ被セ中ニ一ノ字ヲ書シハ大黒ノ
中ニ福ノ字ヲ書シ如ク也 又頭巾ヲ被セ中ニ一ノ字ヲ書
事ハ大黒ノ如ク為ニ被セ申候 初参
ノ中ニ中ノ字ヲ書シ大黒ノ形ニ似セ申候 初参
ニ参ラセ申ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
ノ如ク為ニ被セ申候 初参
ミヲ大黒頭巾ニ志ん生能取湾タリ箱根ニテ大黒ノ画黄ニ家康カヲ高原大黒ノ能ニ拾ヒ上ケ
ノ如ク為ニ被セ申候 初参

傘ニ御ノ字ヲ書シ 七字ヲ書シ 貴紛ラシ
ノ如ク為ニ被セ申候 初参

日本ノ大黒、上ノ頭巾ヲ被セ中ニ一ノ字ヲ書シ 大
無刀ヤ有ルベキ我カヲ供ニ 思ヒ切ノ安ヒ頭巾ヲ被セ申候 初参
ト言ケルトカ 誠ニ武士ノ本色トハ云ヒ乍ラ 大黒ノ形ニ似セ申候 初参
不ヲ取ラルモ 其後世ノ 様迄ハ失念 不申候 初参

上ノ如ク為ニ被セ申候 初参 ト云ヒ拾ヒ上ケ 御ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
ミヲ有難ク 箱ニ入レ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
為ニ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
義ノ為ニ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
御刀ヲ 一代ノ 出来ニ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
もの ノ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
の頭巾ノ ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
ニ 計ニテ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
ト 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ
ト 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ 一ノ字ヲ書シ

聞けるべき事也　寛文二年五月朔日雷地震寛文三年大火
事也　此時に至て一向手なれは手付やわらかに侍りきしを並て
置きて見付る　御天気に入はらにくだされは人々
拝し奉るが御の事　上意は常に御地震の時は　御藤堂高
虎入道は此方々なり　も此清見寺も此にかさなりしとぞ　○吉宗公御前にて
御側の衆いろいろ　申し上候か中へ御れ何か御ゆへ人夫の(?)
得れて御相談事は仰せし人ありしに　上意には世に何かなき職
しき事御沙汰ては　御命かゝり候はゞ　実にさもあるべき世の掃
なる事は諸道に御入用ゆへ　此御心にの人は只御詮議に候へ
ゆへも上様にも　実は御存知候の人と見侍り　諸々の人に交
との御いん候ハゞるべし　人々皆いんしとぞ申しける。○又御前にて御心
の所は上意ありけるに　越して其の人のなすましかせし　御意を

是ハ古人ノ糟粕ナレ共面白シ

菱好は一寸さしかは巫み　なれは只一時も楽む二人々の楽之と申
すかにはかし　かく御好み遊　芭蕉の事之菱の中は絵のかさ
めて後は　世に長し　然るに菱の中は少しなれは楽む事し文
始めけるは　悦ぶも承すらんと上意ありしとぞ　能初の御
意と申がかく　名大将の名にしるすは清兵衛と申人其し
奉りしと。○又其後の御夜咄し　にて或人の噺に　御旅(?)
有て御所様へさる事　御側衆御執奏申上しと承り候か　彼何
事を御そか　諸人参申そのうて御座候ふと申る　上意に
夫は天下の為にまた細かなり　前へて能くしたまふともと上意ありしか
よし申上ぐ　人は大概人毎に参るなれは若く人は世に居
まて世に参る世に誘れ共に　能きの所り一両の人の参るをのは大かた
まかりしかも　諸人の能けりふ　或は人より人を進む事を人に

語ける

吉宗公松平宗邑大学忠相（政事）閑談之
上意として松平右近将監（倉橋）神尾若狭守日本
国中御順検大任お勤りける神尾若狭守大小便お中絶
致さゞる様にとの事にて五摂家之方々順次（徳次）
之お勤る様にとの事にて京都所司代松平豊後守（
二條殿参内殿近衛殿之御方々教ゆる神尾若狭守次第
格式の順次（徳次）をしるす事不審之方（
将軍ころの指令ゆるす人是迄の私
ども之参内下向のいろ〳〵先例の通取計ふ
神尾京都にて旅宿門内に所司代方より付添
上洛被致候（徳次）をしるす事不審之方（

町奉行山田重実二條殿（
勤中上ゟの（
候迄にて八ヶ所将軍（
之検ゟの御沙汰中松平宗村の
設ける（
之方指令候様に（
吉宗公の
汰候ゟ
らも一や三年又の通改
吉宗公逝去にて下さる）
又の倅の
吉宗公ゟ

人の恥しかるへき大丈夫の恥辱を謝らハ破ぶ義とのあらんや 怪哉
順円神武公寛才徳の志道をうる武家へ帝ら代々を高く崇をうる
英寿之ちらや永く天下の帳御を記して代々の将方ハ是を崇めん
然しハ是今く家邑労卿の手かろき之 万一将家の公方代橋り
強くハ右近将監己々甲斐ら縁て給切んといふ神妙りのる哉
忠信の到達ちりとや たとへハ一命を捨しても忠孝かくれ将家
の将門代武家へ知り事 専らとも有りし宗邑ら 近代公家の
ここの主了文 此度将軍の勅命代相ひく 西丸下の老中ら 新上
ら速中老中下老中を審役の三家云々と奉 屋布より有り段ハ
の擾乱出居た門老中を仮住居被致しける 萬乙老中の審議も
役ありし者て 不人代出方し 御叱り被成あまでし 捨置て
此外の役之 右近将監ら 篤実代志してぬゆへ之 謹ま 高附の虎

中役人ハ己ら役儀を勤る中にハ中屋敷下屋敷まで上抱へ屋敷ホの普請
代縁様し越山慶示も吉川ら於しハ公家邑ハ大番重く切
無く将軍様御参公天下の政事上の御為計を捨り将軍代様
うるへるは此役老中を十す外にも迷惑する日本の律義ハ昨けれて
吉宗公まで支配と参らせ給ひり而てハ人を了ぬ不へ御ん代
付させ給ふ 御明君之 ○又大岡越前守忠相へ命せられ享保
の御代初めの仕置にも御先代をてハ男女が歌まで令代成するる
代江戸大岡主とより心中と申すも改め 以前の所をに預け心
中と書てハ忠と申もて論語まで忠ならりだるを改めすと申せ
まかし訓からるに何が悪と称唱しまして 此世ふて捨置し永来
御考みの不義りをつくして我代心中と言ん 御律を 云家之
お尋せしてや中無人方の衛息まて男女お互そ我するやハあるへからん

[illegible]

焼亡するに[illegible]神達之命く 厳有之と[illegible]一所に[illegible]ふる
[illegible]神倭紀[illegible]倭の[illegible]
[illegible]ふ云の[illegible]ふ右の[illegible]
[illegible]て記そ[illegible]

畫夜五度祓年[illegible]家業[illegible]
[illegible]大祓宮[illegible]
[illegible]

深中納言正文詠

[illegible]
[illegible]
[illegible]

神明託宣の文

[illegible]

天照太神宮

正直ハ一旦の依怙[illegible]
[illegible]ハ服[illegible]の利潤[illegible]
[illegible]神明の罰[illegible]

龍田明神

[illegible]
[illegible]
[illegible]

三上大明神

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

葦蘆録巻之拾八終

葦蘆録巻之七十弐終